

平成26年2月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年2月10日(月)午後2時 中辺路コミュニティセンター 1階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一		15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克		
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子		36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者

14番 中山 敏久	17番 泉 雅行	23番 上森 力
24番 原 さだ	35番 矢敷 勇氣男	38番 石谷 強

事務局

局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

29番 坂本 茂久 30番 松窪 俊英

議長

皆さん、こんにちは。梅の花もちらほらと咲いてきました。現地開催という事で中辺路行政局へご出席いただきまして、本当に有難うございます。最近の情勢ですが、新年度に向かって、国もいろいろと農業委員会、またJA、それから農業生産法人等の条件の緩和を含めて、いろいろと検討されているようでございますけども、特に新年度は中間管理機構関連が中心になってきたり、青年就農給付金関係についても若干緩和されて、田辺市も県下で断トツに多い申し込みがあるという事で、我々も協力していかないといけないと思ってございます。それと、話は変わりますが、最近ブームになってきております太陽光発電について、本日も若干案件がありますし、先月の県の農業会議に転用案件にでたのが17件ありました。農業会議で先月の27日28日と姫路の太陽光発電の視察に行ってきたんですけども、それは営農型でパネル20枚を一本の柱の上に立てまして、下でトラクターが動くような空間を取って、所謂、営農をしながら太陽光発電で農業外収益を確保していくというようなもので、だいたい1反2畝位の転用でパネルを4基設置しておりました。これは実験段階でありますので、1基300万円から400万円という事で、4基で1,500万円の設置費用がかかり、太陽を追いかけていく可変式で常に太陽と直角に面するという事で、3.5m以上の風が吹くと直角になる仕組みで、強度の関係上パネルは20枚くらいしか設置できないという事でありました。実験という事で1種農地でありましたが一時転用を認めるという事で3年間の更新で続けていくという、農水省の回答の中での事業として、実験しているのが

姫路にありました。設置費が1,500万円、これで得られる売電の価格が年間100万円、償還には15年間かかる、今契約すると38円で20年間の契約になりますので5年間は儲けになると、実験段階なので若干高い気がしますけども、一般に転用で行われている、メガソーラーの設置型のは太陽は追っては行きませんが、枚数を多く設置できますので、早いところでは8年から10年で償還できると、先月、古座川で約3反の転用がありまして、612枚のパネルを使い150kwの発電量で、年間600万円くらい売電収入があるんだと言っていました。それで設置費が5,000万円なので10年で元引いて後の10年間は若干能力が落ちますがそういう計算が出来るという事で、4月から売電価格が少なくなることと消費税の関係で、転用が若干多くなっているような、全国的なブームで、そういう情報だそうです。我々としたしましても、一つの遊休農地の防止、それから農外収入が固定的に得られるという不安定な部分だけでなしに、アパート経営と同じようなメリットはあるかなと思いますけども、虫食い状態になって隣の園地に迷惑をかけるようになって困るので、進めたいけど進めたくないような複雑な状況でありますけども、また4月の研修等で近くにあれば研修にいてもと思いますし、近くにあれば気に留めておいていただければ、情報ですけどもお伝えしておきます。長くなって申し訳ございませんが、早速でございますけども審議のほう宜しくお願い申し上げます。それでは、本日の欠席委員さんは14番中山敏久委員さん、17番泉雅行さん、23番上森力委員さん、24番原さだ委員さん、35番矢敷勇氣男委員さん、38番石谷強委員さんです。まず最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 栗平

田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。まず、議案に入る前に訂正がございます。10番は農業者年金の関係で取り下げられておりますので、訂正いたします。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は29.98㎡です。地目は台帳が田、現況は畑です。変更の理由は携帯電話基地局の設置でございます。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は73.3㎡、地目は台帳が田、現業は休耕田です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,961㎡、地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は太陽光パネル設置でございます。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は23.48㎡です。地目は台帳が畑、現況は雑種地です。変更の理由は携帯電話基地局でございます。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は35.4㎡です。地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は住宅です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は60㎡です。地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は駐車場でございます。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は91.5㎡です。地目は台帳が畑、現況は農業用倉庫です。変更の理由は農業用倉庫でございます。

8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は642㎡です。地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は太陽光パネルでございます。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は520㎡です。地目は台帳が畑、現況は雑種地です。変更の理由は分譲住宅でございます。10番は取り下げです。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は625㎡です。地目は台帳、現況共に畑です。変更の理由は分譲住宅でございます。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,044㎡、他に3筆、合計面積は1,664㎡です。地目は台帳が田、現況は樹園地です。変更の理由は墓地でございます。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は44㎡、他に1筆、合計面積は401㎡です。地目は台帳が畑、現況は樹園地です。変更の理由は進入路でございます。除外面積は7,928.46㎡。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外12件、除外合計7,928.46㎡です。続きまして龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は162㎡、他に2筆、合計面積は1,027㎡、地目は台帳、現況共に畑、変更申請の理由は進入路です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は315㎡、他に2筆、合計面積は1,686㎡、地目は台帳が田、現況は休耕田、変更申請の理由は資材置場です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外2件、除外合計は2,713㎡です。続きまして中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は654㎡、他に1筆、合計面積は1,606㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は472㎡、他に2筆、合計面積は1,750㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は799㎡、他に1筆、合計面積は2,194㎡です。地目は台帳、現況共に田です。変更申請の理由は太陽光パネル設置です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外3件、除外合計は5,550㎡です。以上です。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議 長

それでは、審議をいただきますが、〇〇〇委員の案件がございますので、3番を除きまして、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員
議 長

〇〇番です。携帯電話の拡張という事で異議ありません。
はい、2番。
〇〇番です。2番について異議ありません。
はい、4番。
〇〇番です。4番、5番、6番、7番まで異議ございません。
はい、8番。
〇〇番です。8番について異議ありません。
はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。9番について異議ありません。
議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番です。11番について異議ありません。
議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番です。12番、13番について異議ございません。
議 長 はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請、以上11件について異議なし
とのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇番委員退席)

議 長 続きまして、3番。
〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ありません。
議 長 はい、田辺農業振興地域整備計画変更申請の3番1件について異議なしと
のことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇番委員着席)

議 長 続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1番。
〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇番の〇〇〇〇委員さんから異議ありませんと電話連絡が
ありましたので、異議ありません。
議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番について異議ありません。
議 長 はい、龍神農業振興地域整備計画変更申請、以上2件について異議なしと
のことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業
振興地域整備計画変更申請の1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番、2番、3番まで異議ございません。この〇〇〇字〇〇
〇〇は〇〇〇地区にあっては一等地で昔から米所だったんですが、今後、
休耕地が太陽光パネル化していくと思うと寂しい気はするんですけども、
これも時代の流れかと思えます。特に異議はございません。
議 長 はい、中辺路農業振興地域整備計画変更申請、以上3件について異議なし
のことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして田辺市農業経
営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がご
ざいますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎 皆様こんにちは、それでは田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的
な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇
字〇〇〇〇、田の719㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、
〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間7千円口座払い、期間は平成26年3月1
日から平成29年2月28日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3

筆、畑の1, 058㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、柿、期間は平成26年3月1日から平成46年2月28日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他11筆、畑の8, 769㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年3月1日から平成46年2月28日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 331㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年3月1日から平成32年2月28日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、畑の2, 022㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年3月1日から平成32年2月28日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の988㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成26年3月1日から平成28年7月31日、新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の877㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円口座払い、期間は平成26年3月1日から平成32年2月28日、新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の4, 856㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年3月1日から平成28年2月28日、更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 438㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年3月1日から平成29年2月28日、新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田1, 906㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成26年3月1日から平成31年2月28日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑483㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間5千円口座払い、期間は平成26年3月1日から平成32年2月28日、新規です。合計11件、33筆、24, 447㎡、貸手9名、借手10名です。この11件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

- | | | |
|-----|----|--|
| 議 | 長 | はい。有難うございます。利用権の設定11件、逐条審議をお願い申し上げます。1番。 |
| 〇〇番 | 委員 | はい、〇〇番です。1番から6番まで異議ありません。 |
| 議 | 長 | はい、7番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番です。7番について異議ございません。 |
| 議 | 長 | はい、8番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番です。8番は更新で異議ありません。 |
| 議 | 長 | はい、9番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番です。9番について異議ありません。 |
| 議 | 長 | はい、10番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇す。10番について異議ございません。 |
| 議 | 長 | はい、11番。 |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番です。11番について異議ございません。 |

議 長 はい、以上11件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、29番の坂本茂久委員さん、30番の松窪俊英委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、報告第5号農地等売渡あっせん取り下げについて、を上程させていただきます。それでは最初に関連がございますので、農業委員会の報告第1号農地等あっせん成立について、事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 16ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は2,388㎡です。売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成26年1月20日、価格は4,537,200円です。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。農地等売渡あっせん成立以上1件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。あっせん委員さん大変ご苦労さんでございました。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。先月の20日にいとこの〇〇〇〇さんをお願いしまして、希望価格で成立しました。以上です。

議 長 はい、有難うございました。報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 19ページをお願いします。報告第4号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は484㎡、他11筆、合計面積16,737㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成26年1月20日、理由は孫の住宅を建築するためです。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第4号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第4号とさせていただきます。続きまし

て議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

15ページをお願いします。議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が宅地、現況は田、面積は426㎡、当初計画は、事業者は〇〇〇、使用貸借者 〇〇〇〇、事業内容は住宅1棟57.76㎡、駐車場・庭園368.24㎡、変更後の計画は、事業主は〇〇〇〇、使用貸借権者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は住宅1棟57.76㎡、駐車場・庭園368.24㎡、理由は、申請地は平成25年5月1日付で農地法第5条許可を受けたが、当初許可を受けた申請内容では貸人が現在受給している農業者年金を受給し続けることが出来なくなるため、受給の要件を満たす夫婦で転用事業を行うように変更したいです。始末書がありましてその内容は、私共は、当初許可を受けた事業者を変更することになりましたが事業計画変更承認申請というものを知り本申請に至った次第であります。諸々の事情があったとは言え、事業計画変更承認申請を申請せず事業をすすめたことについて深く反省しております。今後このような事態を起こさない様に注意いたしますので、関係各庁におかれましては、宜しくお取計い下さいますようお願い致します、というものです。事業計画変更申請（農地法第5条）、以上1件ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議 長
〇〇番 委員
議 長

それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
〇〇番です。これは経営移譲年金の関係での変更申請で異議ございません。はい、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）は異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,445㎡、他1筆、合計面積は3,128㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりましてミカンを作られるそうです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は1,035㎡、他21筆、合計面積は公簿面積30,565平米の内30,147.59㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借権の設定で期間は11年間です。営農計画書が添付されております。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は269㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,388㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,359㎡、他10筆、合計面積は12,213㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇

〇〇、使用貸借権11年間の設定。経営移譲。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,042㎡、他3筆、合計面積は9,909㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、農業生産法人新設に係る使用貸借権の20年間設定、営農計画書が添付されておりました梅を作られるそうです。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は30㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は6.61㎡、他21筆、合計面積は10,492.22㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりました米、芋類、豆類他を作られるそうです。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は177㎡、他2筆、合計面積は338㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は978㎡、他3筆、合計面積は2,937㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申しあげます。

議 長 それでは逐条審議をお願い申し上げます。〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、それを除いて8件の逐条審議をお願い申し上げます。3番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。隣の〇〇〇〇さんを買っていただく事で異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。これはあつせんでございますので異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇 委員 〇〇番です。これも経営移譲年金の関係で〇〇〇〇さんにという事で異議ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番です。6番について異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番です。無農薬栽培をされていた〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが亡くなりまして、意志を継いで40歳くらいの〇〇〇〇さんが2009年から無農薬栽培をしております。異議ありません。

議 長 はい、9番。

〇〇番委員 〇〇番です。9番について異議ありません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、以上3条申請8件とも異議なしとのことです。そのように取り計ら

委員 全員
議 長
議 長
〇〇番 委員
議 長
委員 全員
議 長
議 長
小倉 係長
議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

ってよろしいでしょうか。
異議なし。
はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員退席)
はい、続きまして1番。
〇〇番です。1番、2番は経営移譲するという事で、異議ありません。
はい、3条申請1番2番について異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
異議なし。
はい、それではそのようにさせていただきます。
(〇〇〇〇委員着席)
続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
7ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,390㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設1,390㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は平成2年10月29日に除外されております。隣接同意、水利同意共にございます。谷沿いにある周囲を山に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿面積222㎡の内29㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、駐車場公簿面積222㎡の内29㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます、水利同意は不要です。過疎化の山村区域にある小集落の農地ので、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。第4条申請1件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
〇〇番です。去る7日、〇〇〇〇委員さんと共に現地調査を行いました。担当案件は4条1件、5条3件、件形状変更1件、2条証明も1件でした。4条申請1番につきまして、〇〇〇下約100mの所で、現況はもったいないような梅畑です。隣接状況は、東側、西側が梅畑、南側は水路と道路、北側は市道となります。転用理由、内容は、梅畑としては採算が取れなくなってきた事から、太陽光発電に適した立地条件であり転用を申請するものです。土地は現状で使用し盛土はありません。ソーラーパネル196枚、49.98kwの発電のようです。排水等は自然浸透及び後ろ側の水路へ流されます。隣接農地への影響はないものと思わせます。隣接、水利同意があり、許可相当と思われれます。
はい、2番。
〇〇番です。去る2月6日に近露で愛須局長と小倉係長と待ち合わせをい

たしまして、その後、本宮行政局で〇〇〇〇委員さんと合流して、現地調査を行いました。当日は、午前9時ごろには晴れていたんですけども徐々に曇り空となりまして、中辺路から龍神村での調査は寒くて震え上がりました。当日は、4条申請1件と5条申請7件の合計8件の調査を行いました。この〇〇〇〇につきましては、申請場所は〇〇〇〇郵便局から北西へ550m、現状は畑、隣接状況等につきましては、東側が山林と市道、南側が山林、西側が里道と畑で畑の同意書はございます。北側は市道で、水利組合はございません。転用理由は、自動車で自宅から市道へ出る際に、急勾配の坂道が冬場は凍結することがあり危険なため、市道沿いにある畑に駐車場を設けたいというものでございます。転用内容は駐車場造成、石積み・コンクリート張りで、排水等については雨水を暗渠排水へ流すという事で、何ら異議がないものと思われまます。

議 長

はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。現地調査の委員さんの説明のとおりでございます。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番です。異議ございません。

議 長

はい、議案第2号農地法第4条申請2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

8ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は871㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分10分の9、〇〇〇〇、持分10分の1、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅135.15㎡、駐車場・道路・花壇等735.85㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意は共にございません。都市計画用途地域内（第二種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は247㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅61.46㎡、駐車場・庭園185.54㎡、着工日、工事期間は許可の日より7ヶ月以内、農用地の内外は平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要でございます。水利同意はございます。周囲に新しい道路や高速道路が造られており、住宅が増加してきている農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が宅地、現況は田、面積は426㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分10分の9、〇〇〇〇、持分10分の1、使用目的及び規模は住宅57.76㎡、駐車場・庭園368.24㎡、着工日、工事期間は許可の日より2か月以内、農用地の内外は平成25年2月12日に農用地区域から除外し

ています。隣接同意、水利同意、共にございます。周囲を住宅に囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は204㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅56.89㎡、駐車場・庭園147.11㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。周囲を道路と川に囲まれた小規模な農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は230㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇、〇〇〇〇、持分2分の1、使用目的及び規模は駐車場・庭園230㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は当初抜きです。隣接同意はございます。水利同意は不要です。周囲を住宅地と道路に取り囲まれた小規模の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は212㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅倉庫212㎡、着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は雑種地、面積は256㎡、他9筆、合計面積4,203.95㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場(貯木場)4203.95㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は除外済みです。隣接同意、水利同意は共に不要です。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は雑種地、面積は343㎡、他6筆、合計面積は5,251㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場(貯木場)5,251㎡、着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は除外済みです。隣接同意、水利同意共に不要でございます。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は40㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場40㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は177㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場177㎡、着工日、工事期間は許可の日より5か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は416㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、借り人は

〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電設備416㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共不要でございます。期間の定めのない使用貸借です。山間にある小集落の生産性の低い農地で、第2種農地です。以上11件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上11件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。2月7日、〇〇〇〇委員さんと寒い中でしたけども現地調査を行ってまいりました。1番から説明させていただきます。場所は〇〇〇の南へ100mの所ですけども、ご存知の方は多いと思いますが、昔そこに牛を飼っていた牛舎の所で、そこに建物2棟となっておりますけども、前側は喫茶店と駐車場、後側は住居という形で申請いただいております。各種書類については、隣接同意、水利同意も完備され、排水についても合併浄化槽で処理という事になっております。雨水は道路の前側の水路へ放流となっております。現地調査の中では何ら問題ないと思います。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

2番は〇〇〇の物件になります。場所は〇〇小学校のちょうど後側になります。1反畑と周辺ミカン畑と一部は野菜という形で現在作られています。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんで、現在〇〇〇に住んでいるという事でございますけども、実家を継ぐという事で、こちらの方へ戻ってくるという事で、子供さんもちょうど学校へ行くという時期でございます。周辺の土地については、すべてお父さんの土地という事でございます。南側は市道でございます。水利組合の同意もでございます。現状の高さで建てるという事、排水については合併浄化槽、雨水については前の市道の側溝に流すという事でございます。なんら問題ございません。

議 長

はい、3番は以前に行っていますので、4番。

〇〇番 委員

4番は〇〇〇の物件でございます。〇〇小学校から東へ100mの所でございます。〇〇〇〇さんの土地をお孫さんの〇〇〇〇さんが借りて住宅を建つという事でございます。現在は別の所でアパートに4人暮らしをしているという事で、実家の隣接に住居を建てるという事でございます。隣接同意、水利同意もあります。転用の内容は、現状は梅の木がまだ植わっている状態ですけども、そのまま盛土をせずに整地して住宅を建てるという事でございます。排水については、集落排水が通っておりますので、そこへつなぐという事でございます。当然雨水については前の側溝へ流すという事で何ら問題ないと思います。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番です。5条申請の5番から8番について調査報告を致します。5番の現況は野菜畑であります。〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん〇〇〇〇さんが共有持ちとして譲り受けて、駐車場と庭園を造成するものです。施設内の排水は、南側にU字溝を設置し集水して既設の水路

へ放流する計画です。当該農地の東側は野菜畑でありまして、この土地の相続人による同意書が添付されており、西側は市道、南側は宅地と雑種地、北側の宅地には譲受人の住宅新築工事が着工されておりました。先程事務局からお話がありましたように、少し土が入っていましたので始末書の提出を請求しているという事でありまして、この転用事業が完成すると、市道を越えて国道425号線へのアクセスが容易になり、利便を図ることが出来ると思われまして、従って本件について問題なしと致しました。次に6番です。現況は水田でして、昨年、水稻を作付けして収穫された形跡がありました。隣接地の状況ですが、東側は市道で、西側は雑種地と農道、南側は田で、北側は農道となっております。この農地212㎡を所有者である〇〇〇〇さんから〇〇〇〇が5年間の期間を定めて使用貸借する契約を締結している。倉庫と梅漬け込みタンクを設置するための軽量鉄骨造り1棟50.54㎡を建築して併せて進入路、荷物の積み降ろし場および露天作業所を設置する計画です。排水計画は、建物の分は雨どいからパイプをつないで既設の水路へ放流し、進入路、作業場の分は敷地内に自然浸透させる計画であります。なお、南側の農地所有者並びに関係水利組合それぞれの同意も得ておりますので問題なしと致しました。次に7番と8番は関連がございますので、併せて報告致します。申請地は、県道〇〇〇線の〇〇橋出口付近で、道路を跨いで東と西に分かれております。この場所は、説明でもありましたように〇〇〇〇トンネルを建設するために掘削された土砂を搬入して出来た平地でありまして、この土地の西側に地目は山林の平地があり、この平地にチップ工場を建設する計画が立てられていて、そこで使う原木の貯木場として使用するための転用申請であります。7番は10筆で4,203.95㎡の農地、現況は雑種地であります。所有者であります〇〇〇〇さんから〇〇〇〇の〇〇〇〇が10年間の期間を定めて借り受けて、貯木場を整備する計画です。8番は、7筆で5,251㎡の農地、現況は雑種地であります。所有者の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇の〇〇〇〇が譲り受けて、7番と同じように貯木場として造成する計画です。7番、8番共に付近に農地や農業施設はありませんし、排水についても問題のない状況です。また、始末書が添付されているという事も勘案して、問題がないものと思われまして、転用申請面積が広い面積であることから、和歌山県関係機関の現地調査や指導も実施されるであろう事に鑑みて問題なしと結論に達しました。

議 長
〇〇番 委員

はい、9番。

〇〇番です。9番と10番につきましては、譲渡人は違いますが隣接地でありまして、譲受人は同一でございます。一括して説明したいと思います。申請場所は、〇〇中学校手前100mで、現況は両方とも休耕の畑でございます。隣接状況につきましては、東側、北側が宅地、南側が畑で同意書がございます。西側が国道でございます。なお、水利組合はございません。転用につきましては、隣で石材業をしているのが〇〇〇〇さんでございますが、その資材置場を拡張していきたいとの事でございます。転用内容は、墓石、原石等資材置場に利用との事で、盛土の高さは1.76

から2.05m、隣接にブロック積の擁壁及びフェンス設置するという事
でございます。排水等につきましては、雨水は自然浸透及び西側の水路へ
放流するという事で何ら問題ないと思われます。続きまして11番の申請
場所は、〇〇〇から南東へ400m、現況は休耕地でございますけども、
周辺はきれいに草刈りをして大変手を入れておりました。隣接状況につ
きましては、東側が道路、南側、西側は本人所有の田畑、北側は山でござ
います。水利組合はございません。転用理由につきましては、父の死後、
相続人では農業の継続が困難となり休耕地となっていた、今後の耕作放棄
地による付近への悪影響も考え、この度、娘の婿である〇〇〇〇さんが申
請地を借りて、太陽光発電による土地利用を計画したという事ございま
す。転用内容は、太陽光発電18.94kwシステム、太陽光パネル64枚、
現状で整地して盛土はなしという事でございます。排水等は、雨水は手
掘り水路から排水路へ流すという事で何ら問題はないと思われます。

議 長 はい、有難うございました。それでは一部、7番、8番についてチップ工
場の計画があるようなので、局長から追加補足説明をさせていただきます。

愛須 局長 資料をご覧ください。7番、8番の〇〇〇の5条申請について、簡単に説明
させていただきます。農地に係る面積は約9,500㎡で、平地の部分が
約7,700㎡であとは法面になっております。場所は、上に行くと〇〇
〇〇トンネルで、〇〇〇の集落から200m程上流の所になりまして、県
道を挟んで貯木場が左右に分かれております。貯木場にかかる部分が今
回の農地転用申請という事になっております。隣接に山林がありまして、
ここへチップの製造工場を建設することになってございます。事業主は〇〇
〇〇で〇〇〇に本社、工場があります。そのための原料置場という事での
貯木場の転用申請でございます。チップ工場の面積は300坪程で、製造
量は年間9千tを見込んでおります。隣接農地とか周辺に農地がありませ
んが、かなり面積が大きくて工場という事もありますので、地元に対して
の説明会が昨年秋に行われたようであります。〇〇〇、他関係する区の
住民に対する説明会があったようでございます。地元からは、まず騒音、
ホコリ、排水についてどうなるかという質問、要望があったという事であ
りまして、騒音に関しては機械については低騒音のものを使う、あるいは
工場では騒音対策をしていく。ホコリに対しては防塵対策をしていく。た
だ〇〇〇にある工場の従業員はマスクなしに作業しているようで、かなり
防塵はされているようでございます。水については工場自体で水を使うこ
とはないようです。薬品等も使わないという事でありまして、貯木場でホ
コリを抑えるのに水を撒く程度となっております。これらを勘案して地
場の木材業、森林業に貢献する施設であるという事と、若干の雇用も期待
できるという事もありまして、地元としては一定の理解をされておる、了
承しておると聞いてございます。これについては、市の商工振興課と工場
立地法の関係、あるいは都市計画課と建築確認の関係で協議を行って
おまして、関連法令も許認可の手続きも進んでいるというふう聞いて
おります。以上私のほうからの若干補足説明という事であります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。

1 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。調査員さんの報告のとおりで異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2 番について、息子さんの住宅を建てるので異議ございませ

ん。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ありません。

議 長 はい、4 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これは、〇〇〇〇さんの次男の息子さんが家を建てるという

事で、何ら問題ございません。

議 長 はい、5 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ありません。

議 長 はい、6 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、7 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。7 番、8 番について、地元や市との交渉役は元市会議員の〇

〇〇〇さんが、会社との交渉役は地元出身で〇〇〇〇に勤めております〇

〇〇〇さんが行っております。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは同じ歳で、

同窓会で何か地元に貢献できる話はないかという事で、今回のチップ工場の

設立の運びとなったようです。田辺市は、大塔、中辺路、龍神、本宮と

森林資源が豊富にあります。皆さんにご協力いただきまして頑張ってもら

いたいと思いますよろしく願いいたします。異議ありません。

議 長 はい、9 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。9 番、10 番について異議ありません。

議 長 はい、11 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。11 番について異議ありません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請11件共異議なしとの事でございます。

そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農

地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお

願い申し上げます。

小倉 係長 13ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地で

ない旨の証明願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記

が田、現況は雑種地、面積は10㎡、申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、理由は、

申請地は昭和55年頃から奥側の畑へ行く通路として利用してきた、両側

を資材置場に挟まれたわずかな土地で農地としての利用も困難なため地目

変更を申請したい、でございます。以上、農地法第2条の規定による農地

でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を

賜りたいと思います。1番

〇〇番 委員 〇〇番です。1番につきましては、〇〇病院から南へ約250mの所で、

- 現在、〇〇〇〇と〇〇〇〇の資材置場に挟まれた所で周辺に農地はありません。隣接者と地元農業委員さんの証明をもらっております。異議ありません。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。1番については、〇〇〇〇のちょうど下になるんですけども、昭和55年頃から埋め立てて農地という役目もなく荒地になっていますので、申請のとおり何ら農地として活用されていませんので異議ございません。
- 議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 14ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,064㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約100m、現況は市道より80cm程度落ち込んだ、すももの老木畑でありました。隣接状況は、東側、南側が市道、西側が梅畑、北側が宅地になります。形状変更理由、内容は、水田耕作ですももを作ってきたが、老木になったので梅に改植することにし、これまで排水不良で苦勞したので、この機会に80cm程度盛り土して改善したいという事です。隣接、水利同意もいただいております。許可相当と考えます。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の委員さんの説明のとおり、問題ございません。
- 議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願1件、異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第32条第1項1号の規定による届出について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 17ページをお願い申し上げます。報告第3号農地法施行規則第32条第1項1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は道路、面積は280㎡です。届出人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、農業用道路83.06㎡、転用面積も83.

- 0.6㎡です。農地法施行規則第32条第1項1号による届出、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 18ページをお願いします。報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿面積47.9㎡の内1.68㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇さんの相続人、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権を設定し、無線基地局工事をしてコンクリート柱1本、機器装置一式を設置します。農地法施行規則第53条第1項第14号による協議、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。続きまして報告第5号農地等売渡あっせんの取り下げについて、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 20ページをお願いします。報告第5号農地等売渡あっせんの取り下げです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は21.8㎡、他7筆、合計面積27.33㎡です。申出人は〇〇〇、〇〇〇〇、取下的理由は諸般の事情により取り下げるです。あっせん委員さんは〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員でした。申出は平成25年3月25日、定例会審議は平成25年4月10日でございます。農地等売渡あっせんの取下げ、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 報告第5号について、顛末をお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。昨年4月24日に成立しまして、梅も良く生っていて話も決まっていることなので、登記は梅取りが済んでからと決めていたらしいけど、梅の収穫が終わり8月にはいつから登記をしようかと言った時に、ちょっと〇〇〇になって、司法書士さんが手続きようせんと言い出して、甥も印鑑をつかんといい出して、そういう事で登記ができん事になって、12月くらいまで待ってんけど、あんまり話を引っ張てもと、また出来るようになったらという事で、一応白紙に戻しましょうとなりました。そういう事でご理解をお願いします。
- 議 長 ただいまの顛末に、ご意見、ご質問ございませんか。
- 6番 委員 この件については何も異議はないんですけど、事務局へお尋ねします。このあっせんの申し出があった時に期限はあるものですか。
- 愛須 局長 いつまであっせん期間を設けるかの規定はありません。昨年度の委員会で

- 2年を目途にと話が出たと思います。最長2年という事で、個々で全く受手、買手がない場合は少し早くてもいいのかなと思いますので、最長2年を目途で如何かと思います。
- 議 長 どうしますか。申し合わせを作りますか。今、局長から提案させていただきましたように、2年を目安であっせん委員さんの中で結論を出していくという事で申し合わせてよろしいですか。他に何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第5号とさせていただきます。それではその他の案件でございます。1月の県の農業会議に提出をいたしました4条1件、5条4件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして地籍調査の結果について、秋津川字森口と字宝柏でございます。説明お願いいたします。
- 小倉 係長 秋津川字森口、字宝柏の地籍調査結果について報告。
議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、お手元に田辺市賃借料情報というペーパーがございます。このことについて事務局の説明をお願いします。
- 松平 主査 田辺市賃借料情報について説明。
議 長 はい、只今の情報につきまして、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、地域づくり講演会というペーパーがあります。このことについて事務局の説明をお願いします。
- 愛須 局長 地域づくり講演会（主催：農業法人株式会社 秋津野、田辺市）について説明。
議 長 はい、このことについて、ご意見ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 はい、ないようでございますので、来月の定例委員会について説明をお願いします。
- 愛須 局長 3月10日の定例委員会会場、時間について説明。
議 長 予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かご質問ございませんか。無いようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後4時25分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

29番委員

30番委員

議 長